**事例の検討（情報・コミュニケーション）分野**

資料４

**差別の分類・一般論化**

**＜不当な差別的取扱い＞**

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること。

→事例も踏まえて、考えられる一般論化は以下の通り。

* 障がいを理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること
* 障がいを理由として、情報を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

**＜合理的配慮の不提供＞**

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

**その１　不当な差別的取扱い**

**１　不当な差別的取扱いとなりうる事例（大阪府による障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）**

* 以下の事例は、事例募集で寄せられたものから代表的な事例を引用したもの。

ただし、事例の詳細な状況や背景等が明らかでないため、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（１）障がいを理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

1. 会議の時などに、みんなには墨字の資料を配っているのに、私には「あなたには見えないからいらないわね」と言われ、配ってくれなかった。（視覚障がい）
2. 説明会等でヘルパーの同席が許されなかった。（視覚障がい）
3. 聴障者とのコミュニケーションの方法を理解されない。筆談をめんどくさがって応じてくれない。補聴器をつければ話がわかるものと思いこんでいる、口の形を見て、話が全部わかるものと思われている。会話が通じないと怒る人が多い。会話が通じないのは聞く気持ちがない、ちゃんと聞いていない、まじめに聞いていないと悪者扱いされて困る。（聴覚障がい）

（２）障がいを理由として、情報を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

1. 言語障がいがあるからか話しを聞いてもらえないことがあった。

**２　正当な理由と考えられる一般論化の例**

（例１）他の者の権利利益を侵害する恐れがあると認められる場合

* 障がい者の求める情報の内容に個人のプライバシーを侵害するような個人情報が含まれている場合

（例２）障がい者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合

* 聴覚障がい者は手話によるコミュニケーションを求めたが、手話を理解することができないため、筆談など他の方法とするように求めた場合（ただし、合理的配慮の提供ができないか十分に検討する必要がある）

（例３）その他の正当な理由がある場合

* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

**その２　合理的配慮の不提供**

**１　望ましい合理的配慮の事例と考えられる大阪府内の事業所等で現に行われている配慮や工夫の実践例（大阪府における障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）**

事例なし

**２　合理的配慮の不提供となりうる事例（大阪府による障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）**

* 以下の事例は、事例募集で寄せられたものから代表的な事例を引用したもの。

ただし、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。

1. 視覚障がいだが、団地の掃除の日程等の情報が張り紙だけなので情報がわからない。（視覚障がい）
2. 「市民講座」と名うって色々な講座が公開で行われているが、聴覚障害者に対して手話や字幕通訳などの配慮がないために参加しても分からない。（聴覚障がい）
3. 銀行や郵便などATMの操作で、トラブルが起きた時に音声で説明がある。音声の説明が聞こえないので、営業時間以外の時間は困る。（聴覚障がい）
4. 最近タッチパネルが増えてきて視覚障がい者が困ることが多い。（視覚障がい）
5. 災害が発生して避難所にいっても、コミュニケーションがとれないため、聴覚障がい者が飲まず、食わずでいたということが東日本大地震のときもあったと聞きました。
6. パソコンの講習会で、パソコン画面の項目を指示するとき、「そこ」「ここ」「その上」「その左」など、具体的な箇所を示さず、障がい特性を考慮せず講習が行われた。また、黒板に字を書き、晴眼者と同じように講習が進められた。（視覚障がい）

* 講座等において、手話や文字情報等障がい者が理解できる情報・コミュニケーション方法を用いて情報を提供すること
* トラブルや災害発生時等において、手話や文字情報等障がい者が理解できる情報・コミュニケーション方法を用いて意思疎通をすること
* 障がいの特性を踏まえ、指示語を使わずに説明する等講習の進行方法に配慮すること